

■ 住民税非課税世帯支援事業

申請期限は
3月31日(月)まで!!
(当日消印有効)

物価高騰などの影響を大きく受ける住民税非課税世帯に対し1世帯あたり3万円を、またこれら世帯に属する18歳以下の子ども1人あたりに2万円を給付します。

●対象：以下のすべてに該当する世帯

- (1) 基準日(令和6年12月13日)に豊頃町に住民登録のある世帯
- (2) 世帯員全員が令和6年度住民税所得割及び均等割が課されていない世帯
- (3) 世帯の全員が、令和6年度住民税課税者の扶養者ではない世帯
- (4) 世帯の中に住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告者がいない
- (5) 世帯の中に租税条約による住民税免除届け出をしている方がいない世帯

●申請方法等：

令和6年度の住民税課税状況などから支給対象となる可能性が高い世帯に対しては、令和7年1月下旬に「確認書」を発送しています。振込先情報等を記載のうえ、返信用封筒により返送してください。

●申請期間：3月31日(月)(当日消印有効)まで

●記載内容と必要書類等：

世帯主の氏名(署名または記名押印)、電話番号、口座情報などの必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して提出してください。

- ・低所得世帯給付金確認書
- ・通帳(金融機関、支店、口座番号、預金種別、口座名義(カタカナ)が確認できるページ)またはキャッシュカードの写し
- ・本人確認書類の写し(1枚)

問い合わせ先 役場福祉課 ☎(574) 2214

■ 課税世帯生活支援事業

家計支援のため、住民税課税世帯に対し、1世帯あたり1万円分の豊頃町商品券を配布します。

●対象：上記「住民税非課税支援事業」に該当しない、町内の住民税課税世帯(基準日：令和6年12月13日) ※申請時に豊頃町に住民票があること

●内容：1世帯あたり1万円の豊頃町商品券を配布

●その他：申請方法や書類等については別途通知します。



問い合わせ先 役場企画課町づくり推進係 ☎(574) 2216

豊頃町生活者支援対策事業を実施します!!

食品や生活用品をはじめ、燃油・資材、そしてエネルギー価格などの物価高騰に対応するため、町では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、町民の皆さまの生活などの支援を図る事業を実施します。



■ 町指定ごみ袋配布事業

物価高騰に伴う生活用品支援として、町内すべての世帯に対し、町指定ごみ袋を配布します。

●対象：町内全世帯

●内容：1世帯あたり100枚を配布

(5L, 10L, 20L, 30L, 40L それぞれのサイズの可燃用・不燃用10枚ずつ)

●配布方法及び時期

準備が整い次第順次町職員が各ご家庭へお持ちします(3月上旬から中旬頃を予定)。



問い合わせ先 役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

■ 省エネ家電買換え支援事業

申請期限は
3月31日(月)まで!!

物価高騰の影響を受ける町民の家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、省エネ性能の優れた家電製品への買換えを支援します。

●対象：町内全世帯

●内容：耐用年数を経過した対象家電(テレビ、冷蔵庫、エアコン)を一定の基準(省エネ基準達成率100%以上)を満たした省エネ家電に買い換えた場合、購入金額の1/2を補助

●補助上限：町内業者からの購入⇒10万円 町外業者からの購入⇒5万円

※1世帯あたり申請は1回のみとし、町内外同時購入した場合は、上限10万円となります。

●申請期間：2月1日(土)～3月31日(月)まで

●その他：

- ・店舗での購入が対象となります(ネットショッピング、個人売買、オークション等は対象外)
- ・購入した家電は町内の住宅に設置し使用してください(倉庫や事務所、町外の住宅への設置は対象外)。
- ・申請方法など詳細につきましては、広報折込チラシをご覧ください。

問い合わせ先 役場企画課町づくり推進係 ☎(574) 2216